

和歌山県 話題事項
令和8年10月6日
資料提供済
令和8年9月29日

知らないオドロキが色々色々



全国初！二級河川流域で貯留機能保全区域を指定！

～美浜町和田地区において、流域治水の土地利用対策を実施～

- 二級河川日高川水系西川では、気候変動により激甚化・頻発化する水害に備えるため、流域のあらゆる関係者の協働により水害対策に取り組む「流域治水」を進めています。
- 貯留機能保全区域は、河川沿いの低地など、その土地が持つ貯留機能を将来にわたって保全するため、知事が指定する制度であり、流域治水の取組の一つです。この度、土地所有者の皆様、並びに美浜町のご理解、ご協力を得て指定しました。
- 今回の指定により、全国でも最大規模となる約30haの面積を有する貯留機能保全区域が誕生し、地域の浸水被害の拡大を抑制する効果が期待されます。
- 指定後、県は当該土地への盛土等、貯留機能を阻害する行為について事前の届出を求め、必要な助言・勧告を行うことでその機能の保全に努めます。

1. 貯留機能保全区域指定箇所 : 美浜町和田地区（二級河川日高川水系西川）
2. 貯留機能保全区域指定の告示 : 令和8年9月29日（火）
3. 貯留機能保全区域の概要 : 別紙1、2のとおり
4. 感謝状贈呈式 :

美浜町和田地区における貯留機能保全区域指定にご協力いただいた和田地区ほ場整備推進委員会に、流域治水への協力に対する感謝の意を表して、知事感謝状を贈呈します。

日 時 令和8年10月13日（火） 11：45～

場 所 和歌山県庁知事室

出席者 和田地区ほ場整備推進委員会

内 容 感謝状贈呈、記念撮影



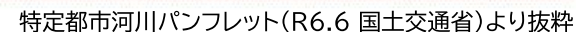
（連絡先）

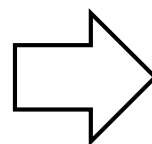
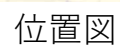
県土整備部 河川下水道局 河川課

担当：中村、松川

電 話：073-441-3134（内線 3134）

○指定されると、開発に伴う盛土等の当該土地の貯留機能を阻害する行為について、**県に対して事前の届出**が必要となり、貯留機能を阻害しない工法や構造の検討を求めるなど、必要に応じて**助言・勧告**を行います。





※美浜町提供

: 貯留機能保全区域
 区域指定面積: 約30ha

：貯留機能保全区域

区域指定面積:約30ha